

群馬県前橋市②

1. 事業内容

担当課等	商工観光部産業政策課 TEL : 027-898-6983 FAX : 027-224-1188
助成事業名	新製品・新技術開発費補助金

2. 助成事業の内容

助成対象者	・市内に主たる事業所がある中小企業者及び市内の各種中小企業団体
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業は、新製品・新技術開発事業 ・対象経費は、2012年1月から補助金交付申請日までに支払いが完了した以下の経費。 <ul style="list-style-type: none"> ① 原材料又は副資材の購入に要する経費 ② 構築物の購入、建造、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 ③ 機械装置、工具又は器具の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 ④ 工業所有権の導入、出願等に要する費用（出願手数料等特許庁への納付料を除く。） ⑤ 外注加工に要する経費 ⑥ 技術指導の受入れに要する経費 ⑦ その他市長が特に必要と認める経費（人件費を除く） <p>※補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案又は意匠権を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を取得した場合には、当該年度の終了後15日以内に前橋市産学官連携新製品・新技術開発費補助金工業所有権届出書を市長に提出する必要がある。</p>
助成期間	・会計年度内
助成金額、補助率	・中小企業者、中小企業団体 50%以内 限度額 110万円
産業財産権の帰属	・申請事業者

3. 応募手続き・申請

募集時期、期間	<ul style="list-style-type: none"> ・2012年6月1日から同年10月31日までの間で、交付申請書提出前に、以下の書類を提出 <ul style="list-style-type: none"> ① 新製品・新技術開発費補助金事業実施書 ① その他市長が必要と認める書類 ・2012年11月1日から2013年1月21日までの間で、以下の書類を提出。 <ul style="list-style-type: none"> ① 交付申請書 ② 企業概要説明書 ③ 補助事業内容説明書 ④ 開発内容説明書 ⑤ 領収証等内容一覧表 ⑥ 領収証、振込書等の支払内容を証明する書類の写し ⑦ 購入した機械装置等の写真やカタログ及び開発した新製品の写真や図面 ⑧ 市税完納証明書
審査（選考）方法	・補助金交付申請書の提出後、申請書類等の審査及び調査を行い、交付の可否、金額、条件等を決定し通知を行います。
申請に係わる必要書類等	・募集時期、期間を参照
支払い方法等	・補助金交付請求書、補助金交付決定通知書の写しにより請求。

4. 実績・資料等

採択件数、金額	<ul style="list-style-type: none"> ・2010年：1件、110万円 ・2011年：3件、2,010万円
---------	--

応募件数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2011年：3件 ・ 2012年：5件
事業予算規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 220万円（2012年度）
パンフ等の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし

5. 採択に伴う義務

採択に伴う義務等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告書の提出
----------	--

6. 今後の計画・予定等

計画・予定等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2013年度も実施予定だが、予算・補助額等は未定。3月末に確定
--------	---